

補聴器購入費助成事業 利用案内



令和5年10月受付開始

1 対象となる方(以下の要件を全て満たす方)

- 市内に住所を有する満 65 歳以上の方
- 住民税非課税の方(申請月が4月から6月の場合は前年度の住民税、7月から翌年3月の場合は当該年度の住民税を対象とする。)
※課税地が本市以外の方は、事前に非課税証明書を取得し申請してください。
- 耳鼻咽喉科を標ぼうする医師から本事業の基準を満たす証明を受けた方

〈オーディオグラム検査の結果〉

- ① 両耳が 40 dB以上 70 dB未満(中等度難聴)と診断された方
 - ② 左右いずれかの耳が 40 dB未満で医師が補聴器の必要性を認めた方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)とならない方

※高度難聴以上と診断された方は、自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)までご相談ください。

2 助成内容(助成上限額：30,000 円)

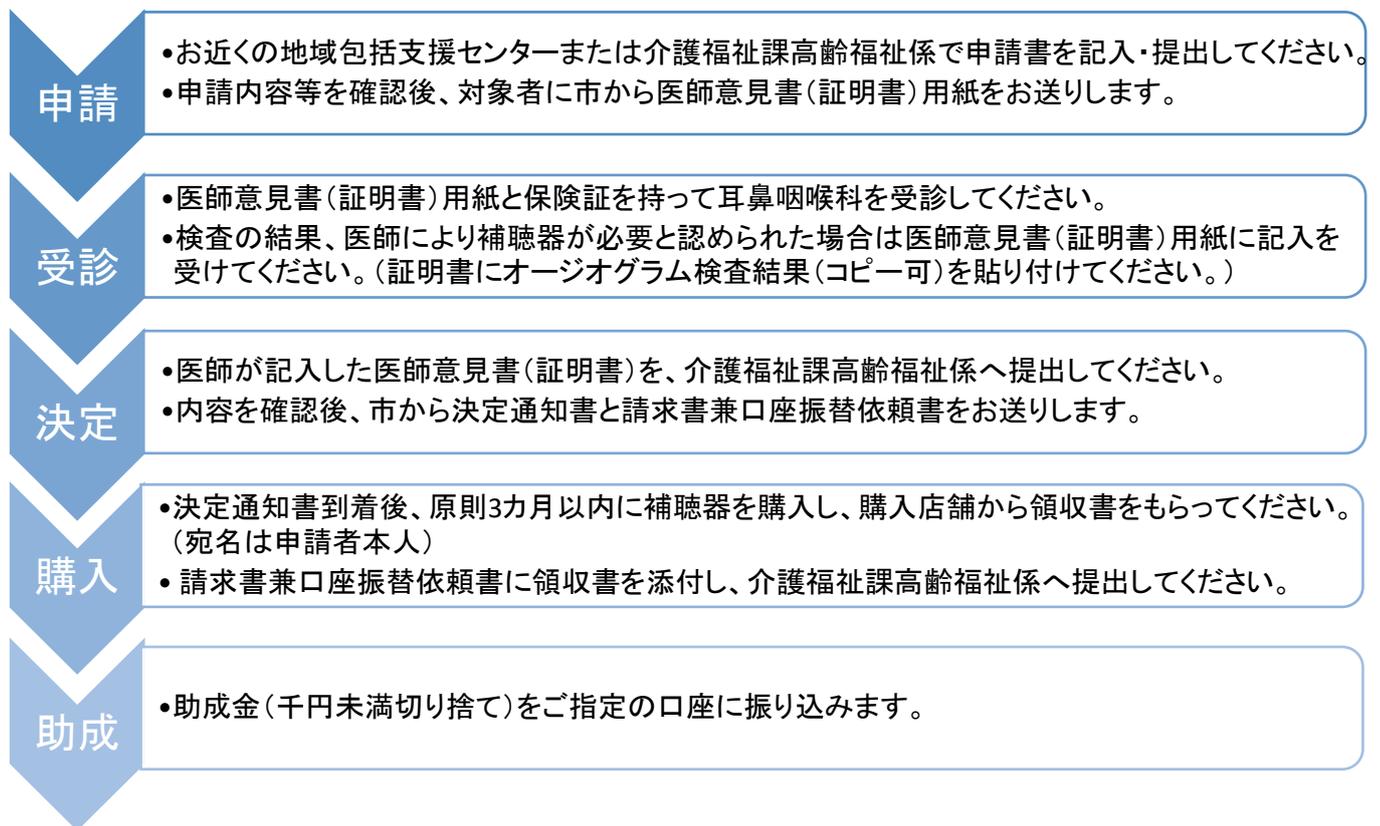
- 助成対象は、左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器1台の本体費用です。
- 管理医療機器として認定された補聴器を購入した場合に限ります。
※集音器の購入費及び診察料、検査料、証明書料、送料その他購入のために要した費用は除きます。
※管理医療機器として認定された補聴器を販売する店舗であれば、どの店舗で購入しても助成の対象となります。
- 助成金の振込確定日から5年経過ごとに再度申請できます。
- 購入額が助成上限額に満たない場合は、購入額(千円未満切り捨て)が助成額となります。

3 注意事項

- 助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
- 交付決定を受けた日が属する年度末(3月31日)までに購入してください。
- 医療機関で診断を受けた結果、助成の対象とならない場合があります。
- 領収書を紛失した場合は助成が受けられなくなりま
すので、大切に保管してください。



4 助成の流れ



5 【参考】市内の受診可能な医療機関

本事業の助成にかかる受診は、下の医療機関で可能です。医師意見書(証明書)料につきましては、各医療機関の任意価格となります。詳細は各医院にお問い合わせください。なお、医師意見書(証明書)料の他、別に受診費用がかかります。

医療機関名称	所在地	電話番号	備考
ないとう耳鼻咽喉科	東町4-8-13 登川ビル1階	042-382-1187	
かわだ耳鼻咽喉科	梶野町5-10-54 グランピア1F	042-384-8714	
もろほしクリニック	緑町1-6-53 1F	042-385-3341	
クリニック西のくぼ	前原町5-12-1	042-384-3777	
こがねい耳鼻咽喉科クリニック	本町1-18-3 ユニール武蔵小金井スイート301	042-387-8176	
西野耳鼻咽喉科	本町5-10-17 高杉ビル1F	042-380-8087	要事前予約
三枝耳鼻咽喉科・小児科医院	本町5-19-32 三枝ビル2F	042-381-8221	
小金井わかば耳鼻咽喉科	本町6-2-30 SOCOLA武蔵小金井クロス2F	042-401-1187	

6 【参考】障害者手帳(難聴)の交付対象となる中等度難聴の方

医療機関での検査の結果、平均聴力レベルが中等度難聴程度であっても、語音聴力検査(どれくらいはっきり、正確に聞こえているかの検査)の結果によっては、障害者手帳(難聴)の交付対象となる場合がございます。

該当の場合につきましては、自立生活支援課相談支援係(☎042-387-9841)までご相談ください。